

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和3年3月17日（令和3年（行情）諮問第88号）

答申日：令和4年9月20日（令和4年度（行情）答申第228号）

事件名：特定地域道路計画作成業務の業務成果品の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定地域道路計画作成業務の業務成果品一式（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月22日付け国近整総情第2423号により近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件に係る行政文書開示請求は、「特定道路A」の計画・建設にあたって、住環境の悪化に不安を抱く切実な住民の立場に基づき、調査設計業務における検討内容及び成果を知りたく行ったものであるが、内容のほとんどの部分かつ主要部分において悉く不開示とされ、請求の目的を達していない。このため、不開示箇所に係るその理由の精査及び、文書全体の開示を求めるため、本請求をする。

（2）意見書

国の理由説明書には「将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」という説明がくりかえされているが「国の事業により利害関係を生じる地域や住民にとって、その影響の有無を含め、国の機関の検討協議内容は重大な関心事であり、著しく個人の権利を侵害する情報でない限り、積極的に公開し、説明責任と理解の促進を図ることが情報公開法制の目的であることに鑑

み、ひいては適正な計画の策定や、事業の円滑な実施に資するものである。すなわち不開示することは抑制的に努めなければならないと考えられる。

また率直な意見の交換にあたって、当事者としての国民が疎外されていることの問題や、意思決定の中立性の判断条件が具体的に示されておらず、不当に損なわれることの不当性の具体も不明である国土交通省の説明には、根拠がない」

以上意見を申し述べる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和2年8月20日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書の開示を求めてなされた。

これを受け、処分庁は、同年10月22日付け国近整総情第2423号により、本件対象文書を特定し、そのうちの一部を法5条1号、2号イ又はロ、4号、5号、6号ロに該当するとして不開示とし、その他の部分を開示する原処分をした。

同年12月14日付けで、審査請求人は、原処分の取消しを求め本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

上記第2の2(1)のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、国土交通省近畿地方整備局特定事務所が特定会社に委託し、特定道路Aの計画にあたって、都市計画(案)資料の修正、港湾計画(案)資料の作成をした成果品である。特定道路Aは、特定府県内で特定道路Bと特定道路Cをつなぐ自動車専用道路として計画されているが、特定年月現在、国の事業認可は未了である。

(2) 第1編共通編報告書について

ア 原処分は、別紙の2(1)に掲げる部分について、法5条1号に該当するとして不開示とした。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報であるから、法5条1号本文前段の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハにも該当しない。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

イ 第1章

原処分は、1-1の成果品目録中、第2編第9章の項目名を不開示とした。

これは、その項目名自体が将来の道路の建設計画に関する暫定的な

情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ウ 第2章

原処分は、別紙の2（1）に掲げる部分（1号情報）以外についても、2-1から2-4の一部を不開示とした。

これは、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報や本件対象文書作成の基礎となった資料名であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

エ 第3章

この第3章は、近畿地方整備局特定事務所担当者と、本件対象文書の作成会社の担当者との打合せ記録簿及びその打合せの際の参考資料である。

原処分は、別紙の2（1）に掲げる部分（1号情報）以外についても、第3章の一部を不開示とした。

これは、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

オ 第4章

この章は照査報告書であり、本件対象文書を作成するにあたり受注会社はその内容を確認・精査した照査についての経緯が記載されている。

原処分は、別紙の2（1）に掲げる部分（1号情報）以外についても、第4章の一部を不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報が含まれており、これは国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

カ 第5章

原処分は、建設資材利用計画の一部を不開示とした。

これは、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

キ 全体について

不開示（マスキング）としている頁数の表記については、開示することとする。

(3) 第2編道路設計編報告書について

ア 目次

原処分は、目次の一部（3枚目の上部）を不開示とした。

不開示部分は、この記載自体が将来の道路の建設計画を示すものであって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

イ 第1章

原処分は、1-1～4の一部を不開示とした。

これは、将来の道路の建設計画を示すものであって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ウ 第2章

原処分は、写真中の自動車のナンバープレートを個人に関する情報として不開示とした。

自動車の所有者又は使用者が個人の場合、ナンバープレートは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものとして法5条1号本文前段に該当し、同号イ、ロ又はハにも該当しない。一方、自動車の所有者又は使用者が法人等の場合、ナンバープレートは通常公表されていない法人等の資産に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものといえるから、法5条2号イに該当する。

したがって、不開示とした原処分は結論において妥当である。

エ 第3章

この章は、過年度までの検討事項が記載されている。

原処分は、「1. 過年度までの業務と検討事項」の表題以外を全て不開示とした。

これは、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

オ 第4章

この章は、設計交通量や幾何構造など道路の基本事項の検討内容が記載されている。

原処分は、この章の一部を不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

カ 第5章

この章は、コントロールポイント（構造物設置基準点、監視基準点）についての検討内容が記載されている。構造物設置基準点とは、施工ミス防止を目的とした施工時の基準となる位置座標のことをいい、監視基準点とは、施工から維持管理へ引き継がれるポイントであり、構造物を維持管理できる位置座標のことをいう。

原処分は、この章の一部を不開示とした。

不開示部分は、全体として、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

また、5-18から27については、インフラ施設の地下埋蔵物に関する非公表の情報が記載されており、これを公にすることで、攻撃対象となるなど犯罪を誘発し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条4号にも該当する。

したがって、不開示とした原処分は結論において妥当である。

キ 第6章

この章は、道路の予備設計に関する情報が記載されている。

原処分は、この章の一部を不開示とした。

不開示部分は、全体として、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、不開示とした原処分は妥当である。

ク 第7章

この章は、特定JCT（ジャンクション）Aに関する検討内容が記載されている。

原処分は、この章の一部を不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ケ 第8章

この章は、特定JCT（ジャンクション）Bに関する検討内容が記載されている。

原処分は、この章の一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

コ 第9章

原処分は、この章の一部を法5条5号又は6号ロに該当するとして不開示とした。

不開示部分は、全体として、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

また、不開示部分のうち事業費に関する部分については、未発注の

工事等の予定価格を推測することのできる情報であり、公にすることで、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益又は交渉・契約の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

サ 第10章

この章は、平面交差点に関する検討の内容が記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

シ 第11章

この章は、特定道路Aの最適ルートに関する検討の内容が記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ス 第12章

この章は、概算工事費に関する検討の内容が記載されている。

原処分は、この一部を法5条6号ロに該当するとして不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

また、未発注の工事等の予定価格を推測することのできる情報でもあり、公にすることで、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益又は交渉・契約の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがある。

したがって、原処分は結論において妥当である。

セ 第13章

この章は、橋脚位置と地権者情報について記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号又は6号ロに該当するとして不開示とした。

不開示部分は、全体として、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

また、不開示部分の一部は、未発注の工事等の予定価格を推測することのできる情報であり、公にすることで、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益又は交渉・契約の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ソ 第14章

この章は、線形（道路の路線の形状）に関する検討内容が記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

不開示部分は、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

タ 第15章

この章は、長大橋梁や施工計画をはじめ、ルート・構造の検討内容が記載されている。

原処分は、この一部について、法5条5号又は6号ロに該当するとして不開示とした。

不開示部分は、全体として、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

また、不開示部分の一部は、未発注の工事等の予定価格を推測することのできる情報であり、公にすることで、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益又は交渉・契約の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがある。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

チ 第16章

この章は、特定港内の船舶の運航状況の調査内容が記載されている。原処分は、16-54の写真中のヨットの帆に記載されたナンバーを不開示とした。

しかし、あらためて検討した結果、ヨットのナンバーについては法5条の不開示事由には当たらないと判断したことから、開示することとする。

ツ 第17章

この章は、CIM（計画、調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図る取り組み。以下「CIM」という。）を用いた検討内容が記載されている。

原処分は、この一部を法5条2号イ又はロに該当するとして不開示とした。

この不開示部分は、本件対象文書の作成者である法人の技術提案に関わる情報であって、当該法人のノウハウに属する情報であり、公にすることにより、他社に模倣されるなどして当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当する。また、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報でもあり、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、原処分は結論において妥当である。

テ 第18章

この章は、本件対象文書の作成者である法人と関係機関との協議内容とその資料が記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

この不開示部分は、全体として、国の機関の内部での検討に用いられる情報であり、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ト 第19章

この章は、本件対象文書作成後に必要と考えられる検討事項など、今後の申し送り事項が記載されている。

原処分は、この一部を法5条5号に該当するとして不開示とした。

この不開示部分は、国の機関の内部での検討に用いられる、将来の道路の建設計画に関する暫定的な情報であって、国の機関の内部における検討・協議に関する情報に該当し、公にすることで、外部からの干渉等を受けるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、法5条5号に該当する。

したがって、この点に関し原処分は妥当である。

ナ 全体について

不開示（マスキング）としている頁数の表記については、開示することとする。

(4) 結論

以上より、頁数の表記と、上記(3)チに記載したとおりヨットのナンバーについては開示することとするが、その他の部分につき、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年4月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年7月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定会社が行った特定地域道路計画作成業務の報告書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及びロ、4号、5号並びに6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は新たに開示するとしており、さらに当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は開示するとのことであるが、その余の部分（別表の5欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は理由説明書において、原処分は上記第3の3(3)チのとおり、写真中のヨットの帆に記載されたナンバーを不開示としたが、改めて検討した結果、開示する旨説明しているが、そもそも、原処分の行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には当該部分が不開示である旨記載されていないため、原処分において開示されているものと判断する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 法5条1号に該当するとして不開示とされた不開示維持部分（別表の不開示部分8を除く。）は、別紙の2に掲げる部分であり、特定会社の社員の氏名、所属、連絡先及び印影並びに作業員等の顔写真である。

なお、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、別紙の2(1)に記載されている「4-10」は、「4-14」の誤りであり、「4-4：受注者側氏名」に係る不開示維持部分について、開示の実施の際には氏名の横に記載された「印」という文字も塗抹しているが、これは誤って塗抹したものであって、本件の裁決を受けての開示の実施に際しては塗抹せず開示することである。また、原処分においては「作業員等の顔写真」を不開示としたが、理由説明書（上記第3）ではその説明が漏れており、別紙の2(2)に掲げる部分が該当の部分とのことである。

イ 諮問庁は、理由説明書において、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできる情報であるから、法5条1号本文前段の不開示情報に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない旨説明するところ、この説明は首肯することができる。

また、当該部分は、個人識別部分に該当するので、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条5号該当性について

ア 法5条5号に該当するとして不開示とされた不開示維持部分は、不開示部分1、不開示部分2の不開示維持部分、不開示部分3の不開示維持部分、不開示部分4の不開示維持部分、不開示部分5、不開示部分6、不開示部分7の不開示維持部分、不開示部分9ないし不開示部分13、不開示部分14の不開示維持部分、不開示部分15の不開示維持部分、不開示部分16、不開示部分17、不開示部分18の不開示維持部分、不開示部分19、不開示部分20、不開示部分21の不

開示維持部分、不開示部分 2 2、不開示部分 2 3 の不開示維持部分及び不開示部分 2 4 である。

なお、理由説明書において、不開示部分 1 9 の一部は、法 5 条 6 号ロにも該当する旨説明するが、これは誤りとのことであり、また、不開示部分 2 2 は、同条 2 号イ及び 5 号に該当する旨説明するが、改めて検討した結果、当該部分は同条 2 号イに該当せず、同条 5 号に該当するとのことである。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記アに記載する各部分の法 5 条 5 号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分 1 は成果品目録の一部、不開示部分 2 の不開示維持部分は業務概要の一部、不開示部分 3 の不開示維持部分は設計業務打合せ記録簿の一部、不開示部分 4 の不開示維持部分は照査報告書の一部、不開示部分 5 は建設資材利用計画の一部、不開示部分 6 は本件対象文書第 2 編の目次の一部、不開示部分 7 の不開示維持部分は検討概要の一部、不開示部分 9 は過年度までの検討事項の一部、不開示部分 1 0 は設計交通量や幾何構造など道路の基本事項の検討内容の一部、不開示部分 1 1 はコントロールポイント（構造物設置基準点及び監視基準点）についての検討内容の一部、不開示部分 1 2 は道路予備設計の一部、不開示部分 1 3 は特定 J C T（ジャンクション）A に関する検討内容の一部、不開示部分 1 4 の不開示維持部分は特定 J C T（ジャンクション）B に関する検討内容の一部、不開示部分 1 5 の不開示維持部分は事業費に関する情報等の一部、不開示部分 1 6 は平面交差点に関する検討内容の一部、不開示部分 1 7 は特定道路 A の最適ルートに関する検討内容の一部、不開示部分 1 8 の不開示維持部分は概算工事費に関する検討内容の一部、不開示部分 1 9 は橋脚位置と地権者に関する情報の一部、不開示部分 2 0 は線形（道路の路線の形状）に関する検討内容の一部、不開示部分 2 1 の不開示維持部分はルート・構造の検討内容の一部、不開示部分 2 2 は C I M を用いた検討内容の一部、不開示部分 2 3 の不開示維持部分は特定会社と関係機関との協議内容及び協議資料の一部、不開示部分 2 4 は今後の申し送り事項の一部である。

(イ) これらの不開示維持部分は、いずれも特定道路 A の計画における都市計画（案）及び港湾計画（案）に係る情報等であることから、これを公にすると特定道路 A の事業に係る近隣用地の評価に影響を与える可能性がある。当該情報は、国の機関の内部における検討・協議に関する情報であるところ、これを公にすると、特定道路 A の事業につき、利害関係者（近隣用地の土地所有者、投機を考える者

など)等から事業計画の修正を迫られる等の干渉を受けるおそれがあり、今後の特定道路Aの事業につき、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該部分はいずれも法5条5号に該当し、不開示を維持すべきと考える。

ウ 各不開示維持部分の記載内容に鑑みれば、上記イの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分はいずれも法5条5号に該当し、同条4号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条1号又は2号イ該当性について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示部分8は、現地踏査に係る写真に写り込んだ複数の車両のナンバープレートであると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて当該部分の不開示理由について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分の車両のナンバープレートは、特定地域道路計画作成業務における現地踏査において現場を通った車両のもので、偶然、写真に写り込んでしまったものである。そのため、その外観だけからでは、当該車両が個人所有のものか法人所有のものか判別することはできないものの、その形状からほとんどは個人所有のものと思われることから、原処分においては法5条1号に該当するとしていたが、中にはトラック等法人所有と考えられるものも含まれていたため、諮問庁において同条2号イの不開示理由を追加したものである。

具体的に説明すると、車両の所有者又は使用者が個人の場合は、車両ごとに異なる記号番号が交付されていることからすれば、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

他方、車両の所有者又は使用者が法人等の場合は、ナンバープレートは、法人等の所有・使用する車両という資産に関する情報であって、通常公表されていないことからすれば、これを開示することで、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがある。また、特定場所を特定車両が走行していたことは、当該車両を所有又は使用する法人等の事業活動の一端であり、内部管理情報である。これを開示すれば、当該法人等の車両がどの場所を走行していたか等の営業情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないところ、当該部分の車両のナンバープレートは、車両ごとに異なる記号番号が交付されていることからすれば、車両の所有者又は使用者を識別することができることとなる情報であると認められる。

(イ) 所有者又は使用者が個人の場合、当該部分は、所有者又は使用者に係る法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

他方、所有者又は使用者が法人等の場合、当該部分を開示すれば、当該法人等の車両がどの場所を走行していたか等の営業情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は、これを否定し難い。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号又は2号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ、4号、5号並びに6号ロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び5号に該当すると認められるので、同条4号及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 特定地域道路計画作成業務

契約年月日 特定年月日

契約業者名 特定会社

「特定道路A，過年度の基礎調査・道路予備設計・計画段階評価・評価をもとに，関係機関協議や地元説明を進めながら道路予備修正設計を行い，都市計画（案）資料の修正及び新規事業化さいそく時評価資料（案）」の内容を知りたい。

2 法5条1号情報

(1) 第1編共通編報告書

- ・ 2－5：表の氏名・所属・連絡先欄，下から3行目
- ・ 3－1，5，7，9，11，14，27，28，31（氏名のみ），
35（氏名のみ），37（氏名のみ），38，39（裏写りの印影），
64，69，74，78，83，85：受注者側の氏名・印影
- ・ 4－4：受注者側氏名
- ・ 4－10：氏名・所属・連絡先
- ・ 4－16：法人担当者の氏名・所属・連絡先

(2) 第2編道路設計編報告書

- ・ 2－38，60，63，69，16－105，136：作業員等の顔
写真

別表

	1 編・章	2 頁番号	3 諮問序が新たに開示する部分	4 諮問序において改めて検討を行い、開示する部分	5 不開示維持部分	6 不開示理由（法5条）
不開示部分1	第1編第1章	1-1	なし	なし	表の「項目」欄の16行目	5号
不開示部分2	第1編第2章	2-1ないし2-4	なし	2-2の右下の図、2-4の上段の表の「業務名」欄の5行目及び7行目	2-1の8行目の一部、2-3の表の7段目及び2-4の下段の表の8行目	5号
不開示部分3	第1編第3章	3-1ないし3-5 3, 3-5 5, 3-5 8ないし3-6 1, 3-6 4ないし3-9 0	頁番号	なし	打合せ記録簿のうち、協議内容及び協議に用いた資料	5号
不開示部分4	第1編第4章	4-2, 4-6ないし4-8, 4-10ないし4-13, 4-19及び4-30	なし	4-2の表の「照査」欄の2行目、4-6の左側の右下の図並びに4-8の右側の表の	4-2の表の「備考」欄の2行目ないし4行目、4-7の右側、4-8の左側、4-10及び4-11, 4-12の左側及び右側の11行目ないし31行	5号

				「業務名」欄の2行目及び4行目	目, 4-13の左側の下から9行目ないし1行目, 4-19の表の「照査内容」欄, 「提示資料」欄及び「照査②」欄の1段目ないし6段目, 9段目及び10段目並びに4-30の表の「主な内容」欄, 「提示資料」欄及び「照査②」欄の6段目	
不開示部分5	第1編第5章	5-2	なし	なし	中段の表の4行目	5号
不開示部分6	第2編目次	3枚目	なし	なし	1行目ないし6行目	5号
不開示部分7	第2編第1章	1-1ないし1-4	なし	1-2の下段の右下の図	1-1の8行目の一部, 1-3の表の7段目並びに1-4の上段の表の8行目及び下段の表の一部	5号
不開示部分8	第2編第2章	2-3, 2-6, 2-8及び2-9, 2-11ないし2-16, 2-21, 2	なし	なし	写真中の自動車のナンバープレート	1号及び2号イ

		<p> ー 2 4 及び 2 - 2 5 , 2 - 2 7 , 2 - 3 0 及 び 2 - 3 1 , 2 - 3 4 及び 2 - 3 5 並びに 2 - 4 1 な いし 2 - 4 8 </p>				
不 開 示 部 分 9	第 2 編 第 3 章	<p> 3 - 1 ない し 3 - 5 </p>	なし	なし	<p> 3 - 1 の 1 行目 を 除く 部分 及び 3 - 2 ないし 3 - 5 の 全部 </p>	5 号
不 開 示 部 分 1 0	第 2 編 第 4 章	<p> 4 - 1 , 4 - 4 ないし 4 - 9 及び 4 - 1 4 な いし 4 - 5 7 </p>	なし	なし	<p> 4 - 1 の 1 行目 を 除く 部分 , 4 - 4 及び 4 - 5 の 1 行目を 除く 部分 , 4 - 6 の 全部 , 4 - 7 の 1 行目ないし 4 行目を 除く 部 分 , 4 - 8 及び 4 - 9 の 全部 , 4 - 1 4 ないし 4 - 3 6 の 全 部 , 4 - 3 7 の 1 行目を 除く 部 分 , 4 - 3 8 の 3 行目以降の 部 分 , 4 - 3 9 及 び 4 - 4 0 の 全 部 , 4 - 4 1 の 1 行目を 除く 部 分 , 4 - 4 2 及 び 4 - 4 3 の 全 </p>	5 号

					部, 4-44の1行目を除く部分, 4-45ないし4-54の全部, 4-55の1行目を除く部分並びに4-56及び4-57の全部	
不開示部分11	第2編第5章	5-1ないし5-30, 5-32及び5-34ないし5-37	なし	なし	5-1の1行目を除く部分, 5-2及び5-3の全部, 5-4の1行目を除く部分, 5-5ないし5-7の全部, 5-8の1行目を除く部分, 5-9ないし5-11の全部, 5-12の1行目を除く部分, 5-13ないし5-17の全部, 5-18の2行目, 5-19ないし5-27の全部, 5-28の1行目を除く部分, 5-29及び5-30の全部, 5-32の全部並びに5-34ないし5-37の全部	4号及び5号
不開	第2編	6-2, 6	なし	なし	6-2の全部,	5号

示 部 分 1 2	第6章	－4ないし 6－31， 6－33及 び6－41 ないし6－ 44			6－4の全部， 6－5の2行 目，6－6ない し6－8の全 部，6－9の3 行目以降の部 分，6－10な いし6－17の 全部，6－18 の1行目を除く 部分，6－19 ないし6－26 の全部，6－2 7の1行目を除 く部分，6－2 8ないし6－3 1の全部，6－ 33の全部，6 －41の一部， 6－42の1行 目を除く部分並 びに6－43及 び6－44の全 部	
不 開 示 部 分 1 3	第2編 第7章	7－1ない し7－2 5，7－2 7ないし7 －40，7 －42ない し7－52 及び7－5 4ないし7 －75	なし	なし	7－1の4行目 以降の部分，7 －2の全部，7 －3の3行目以 降の部分，7－ 4の1行目を除 く部分，7－5 ないし7－25 の全部，7－2 7ないし7－4 0の全部，7－ 42ないし7－ 52の全部，7	5号

					－ 5 4 及び 7 － 5 5 の全部， 7 － 5 6 の 1 行目を除く部分並びに 7 － 5 7 ないし 7 － 7 5 の全部	
不 開 示 部 分 1 4	第 2 編 第 8 章	8 － 1 ないし 8 － 1 2， 8 － 1 4 ないし 8 － 1 7， 8 － 1 9， 8 － 2 1 ないし 8 － 2 6， 8 － 2 8 ないし 8 － 4 7 並びに 8 － 4 9 及び 8 － 5 0	頁番号	なし	8 － 1 の 3 行目以降の部分， 8 － 2 及び 8 － 3 の 1 行目を除く部分， 8 － 4 ないし 8 － 1 2 の全部， 8 － 1 4 ないし 8 － 1 7 の全部， 8 － 1 9 の全部， 8 － 2 1 ないし 8 － 2 6 の全部， 8 － 2 8 ないし 8 － 4 7 の全部並びに 8 － 4 9 及び 8 － 5 0 の全部	5 号
不 開 示 部 分 1 5	第 2 編 第 9 章	中表紙， 9 － 1 ないし 9 － 8 8 及び 9 － 9 0 ないし 9 － 1 0 1	頁番号	なし	中表紙， 9 － 1 ないし 9 － 8 8 の全部及び 9 － 9 0 ないし 9 － 1 0 1 の全部	5 号 及 び 6 号 ロ
不 開 示 部 分 1 6	第 2 編 第 1 0 章	1 0 － 1 ないし 1 0 － 1 8	なし	なし	1 0 － 1 の 3 行目以降の部分， 1 0 － 2 の 1 行目を除く部分及び 1 0 － 3 ないし 1 0 － 1 8 の全部	5 号

不 開 示 部 分 1 7	第2編 第11章	11-1ないし11-61	なし	なし	11-1の3行目及び4行目, 11-2ないし11-5の全部, 11-6の2行目, 11-7ないし11-11の全部, 11-12の2行目及び11-13ないし11-61の全部	5号
不 開 示 部 分 1 8	第2編 第12章	12-1ないし12-563及び12-565ないし12-677	頁番号	なし	12-1の4行目以降の部分, 12-2の1行目を除く部分, 12-3ないし12-563の全部及び12-565ないし12-677の全部	5号及び6号ロ
不 開 示 部 分 1 9	第2編 第13章	13-2ないし13-95	なし	なし	13-2ないし13-95の全部	5号
不 開 示 部 分 2 0	第2編 第14章	14-3ないし14-52, 14-55, 14-57ないし14-68及び14-71ないし14-98	なし	なし	14-3ないし14-52の全部, 14-55の全部, 14-57ないし14-68の全部及び14-71ないし14-98の全部	5号
不 開	第2編	15-1な	頁番号	なし	15-1の5行	5号及

示部分 2 1	第 1 5 章	いし 1 5 - 6, 1 5 - 8 ないし 1 5 - 3 1, 1 5 - 3 4 ないし 1 5 - 6 6, 1 5 - 6 8 な いし 1 5 - 7 2, 1 5 - 7 4 ない し 1 5 - 7 6, 1 5 - 8 0 ないし 1 5 - 1 7 3, 1 5 - 1 7 5 ない し 1 5 - 1 8 2, 1 5 - 1 8 4 な いし 1 5 - 1 8 6 及び 1 5 - 1 8 8 ないし 1 5 - 2 3 3		目以降の部分, 1 5 - 2 ないし 1 5 - 5 の全 部, 1 5 - 6 の 1 行目を除く部 分, 1 5 - 8 の 全部, 1 5 - 9 の 2 行目, 1 5 - 1 0 ないし 1 5 - 1 6 の全 部, 1 5 - 1 7 の 3 行目以降の 部分, 1 5 - 1 8 ないし 1 5 - 3 1 の全部, 1 5 - 3 4 の全 部, 1 5 - 3 5 の 1 行目を除く 部分, 1 5 - 3 6 ないし 1 5 - 5 0 の全部, 1 5 - 5 1 の 1 行 目を除く部分, 1 5 - 5 2 ない し 1 5 - 5 8 の 全部, 1 5 - 5 9 の 1 行目を除 く部分, 1 5 - 6 0 ないし 1 5 - 6 6 の全部, 1 5 - 6 8 ない し 1 5 - 7 2 の 全部, 1 5 - 7 4 の全部, 1 5 - 7 5 の 1 行目 を除く部分, 1 5 - 7 6 の全	び 6 号 ロ
------------	------------	--	--	--	------------

					部, 15-80 ないし15-1 21の全部, 1 5-122ない し15-126 の一部, 15- 127の1行目 を除く部分, 1 5-128ない し15-135 の全部, 15- 136の3行目 ないし16行 目, 15-13 7の2行目及び 3行目, 15- 138ないし1 5-141の全 部, 15-14 2の右上部分, 15-143の 一部, 15-1 44の1行目を 除く部分, 15 -145及び1 5-146の全 部, 15-14 7の2行目, 1 5-148ない し15-166 の全部, 15- 167の3行目 ないし11行 目, 15-16 8ないし15- 173の全部, 15-175な	
--	--	--	--	--	---	--

					いし15-181の全部, 15-182の1行目を除く部分, 15-184ないし15-186の全部, 15-188ないし15-190の全部, 15-191の1行目を除く部分並びに15-192ないし15-233の全部	
不開示部分22	第2編第17章	17-8ないし17-25並びに17-27及び17-28	なし	なし	17-8の表の「地形. n w c」欄及び「地形. f b x」欄の6行目及び27行目, 17-9の図, 17-10ないし17-25の全部, 17-27の5行目以降の部分, 17-28の全部	5号
不開示部分23	第2編第18章	18-2及び18-3, 18-5ないし18-35, 18-37ないし18-44, 18-46な	頁番号	なし	18-2及び18-3の全部, 18-5の一部, 18-6ないし18-32の全部, 18-33ないし18-35の一部, 18-37の一	5号

		いし 18-49, 18-51 ないし 18-82, 18-84 ないし 18-115 並びに 18-132 ないし 18-257			部, 18-38 ないし 18-44 の全部, 18-46 ないし 18-49 の全部, 18-51 の一部, 18-52 ないし 18-82 の全部, 18-84 の一部, 18-85 ないし 18-115 の全部, 18-132 の全部, 18-133 の一部, 18-134 ないし 18-201 の全部, 18-202 の一部, 18-203 の 1 行目及び 2 行目, 18-204 ないし 18-237 の全部, 18-238 の一部並びに 18-239 ないし 18-257 の全部	
不開示部分 24	第2編 第19章	19-1 ないし 19-3 並びに 19-5 及び 19-6	なし	なし	19-1 の 3 行目 ないし 8 行目, 10 行目及び 11 行目, 13 行目 ないし 21 行目, 19-2 の 1 行目を除	5号

					く部分, 19- 3の全部並びに 19-5及び1 9-6の全部	
--	--	--	--	--	--	--